

食品ロス削減に向けた国民運動の更なる推進の取組を求める意見書

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）が令和元年十月一日に施行されてから、国民運動として、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。

一方で、農林水産省が公表した令和三年度の食品ロス量推計値は五百二十三万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が二百七十九万トン、家庭系食品ロス量が二百四十四万トンとなっている。令和四年に世界で飢餓に直面した人は最大約八億人という報告がある中で、我が国では、国連世界食糧計画（WFP）の同年の食料支援量約四百八十万トンの一・一倍の量の食品が、まだ食べられるのに捨てられてしまっているのが現状である。

食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄により直接生じる環境影響だけでなく、食品の生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・物流・卸・小売の各段階で投入されるエネルギーの浪費など、環境に及ぼす影響は決して少なくはない。

よって、政府におかれては、食品ロス削減に向けた国民運動の更なる推進のために、誰もが取り組める脱炭素アクションである次の事項について、特段の取組を行うよう強く求める。

一 賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」などのエシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。

二 使用量や頻度に合わせた「小分け包装」の促進、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など「食べきり」を積極的に進める取組の促進など、食品ロスを防ぐための取組を一層強化すること。

三 食品ロス防止のため、子ども食堂、子ども宅食、フードバンク等への企業等からの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ（未利用食品の寄付運動）等の活用で、国民運動としての取組を一層強化すること。

四 事業系食品ロスの削減及び子ども食堂等の支援のため、商店などから提供された食料品を地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し随時必要とされる住民や団体等に提供すること。コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置運営に対する支援制度を整備すること。

五 食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、規格外品や食材の皮・芯・種など出荷や加工の前に廃棄されている食品を出来る限り有効に活用する商品開発や消費拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して、積極的な支援を展開すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和五年十二月十三日

大分県議会議長 元 吉 俊 博

内閣総理大臣 岸田文雄 殿
文部科学大臣 盛山正仁 殿

厚 生 勞 働 大 臣	農 林 水 産 大 臣	經 済 産 業 大 臣	環 境 大 臣	内閣府特命担当大臣(子ども政策)	内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)
武 見 敬 三 殿	宮 下 一 郎 殿	西 村 康 稔 殿	伊 藤 信 太 郎 殿	加 藤 鮎 子 殿	自 見 は な こ 殿